

国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則
及び国立大学法人京都大学教職員給与規程新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則 (平成18年達示第21号)</p> <p>(前略) (他の規則の準用)</p> <p>第7条 この章に定めるもののほか、年俸制特定教員の就業に関する事項については、就業規則(第13条の2、第23条及び第64条を除く。)の規定を準用する。この場合において、同規則第2条第3項の規定により年俸制特定教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教員就業特例規則(平成16年達示第71号。以下「教員就業特例規則」という。)第3条、第10条及び第12条の規定中「学系会議等」とあるのは「教授会又はこれに代わる会議」と、第3条第4項中「組織の長(全学教員部会議にあつては国立大学法人京都大学教員選考規程(平成27年達示第76号。以下「教員選考規程」という。)第12条第1項に規定する担当理事。以下「組織の長」という。)」とあるのは「組織の長(以下「組織の長」という。)」と、就業規則第15条第3項の規定により年俸制特定教員に準用する休職に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員休職規程(平成16年達示第77号。以下「休職規程」という。)第2条第1項及び第4条第1項の規定中「学系会議又は全学教員部会議」とあるのは「教授会又はこれに代わる会議」と読み替える。</p> <p>2 } 3 } (略)</p> <p>4 第1項前段の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項の規定は、総合生存学館、総合研究推進本部、教育改革戦略本部、<u>成長戦略本部</u>、国際高等教育院、大学院教育支援機構、学生総合支援機構、<u>環境安全保健機構</u>、<u>情報環境機構</u>、</p>	<p>(他の規則の準用)</p> <p>第7条 } 2 } 3 } (同左)</p> <p>4 第1項前段の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項の規定は、総合生存学館、<u>グローバル・エンゲージメント・オフィス</u>、<u>情報環境機構</u>、総合研究推進本部、教育改革戦略本部、国際高等教育院、大学院教育支援機構、学生総</p>

改正前					改正後																																												
<p>図書館機構、国際戦略本部、人と社会の未来研究院、高等研究院又は学際融合教育研究推進センターにおいて雇用する場合（大学が特に認める場合に限る。）は、これを準用しない。</p> <p>5・6 (略) (後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員給与規程 (平成16年達示第80号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(中 略)</p> <p>別表第7</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 20%;">勤務箇所</th> <th style="width: 15%;">支給職種</th> <th style="width: 40%;">職務内容</th> <th style="width: 20%;">調整数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>医学部 農学部 附置研究所 野生動物研究センター ヒト行動進化研究センター</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(後 略)</p>					No.	勤務箇所	支給職種	職務内容	調整数		(略)				6	医学部 農学部 附置研究所 野生動物研究センター ヒト行動進化研究センター		(略)			(略)				<p>合支援機構、図書館機構、人と社会の未来研究院、成長戦略本部、環境安全保健機構、高等研究院又は学際融合教育研究推進センターにおいて雇用する場合（大学が特に認める場合に限る。）は、これを準用しない。</p> <p>5・6 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和8年達示第33号) この規則は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和8年達示第33号) この規則は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>別表第7</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 20%;">勤務箇所</th> <th style="width: 15%;">支給職種</th> <th style="width: 40%;">職務内容</th> <th style="width: 20%;">調整数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>医学部 農学部 附置研究所 野生動物研究センター</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> </tbody> </table>					No.	勤務箇所	支給職種	職務内容	調整数		(同 左)				6	医学部 農学部 附置研究所 野生動物研究センター		(同 左)			(同 左)			
No.	勤務箇所	支給職種	職務内容	調整数																																													
	(略)																																																
6	医学部 農学部 附置研究所 野生動物研究センター ヒト行動進化研究センター		(略)																																														
	(略)																																																
No.	勤務箇所	支給職種	職務内容	調整数																																													
	(同 左)																																																
6	医学部 農学部 附置研究所 野生動物研究センター		(同 左)																																														
	(同 左)																																																